管理監督者向け

（ 電子メール施行 ）
教総第１３２６号
教教第２６３２号
平成２９年１２月１５日

各県立学校長　様

兵 庫 県 教 育 長

綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

このことについては、従来から注意喚起してきたところですが、依然として盗撮や窃盗など、教育への信頼を損なう教職員の非違行為が発生しています。教職員の非違行為に対する社会の視線は、年々厳しさを増しており、教育公務員としての自覚と綱紀の保持についての意識の向上が重要です。今一度、襟を正し、全体の奉仕者としての自覚を持って、服務規律を遵守し、職務に取り組むよう、所属教職員に十分ご指導願います。

また、所属長をはじめ管理監督職にある者は、職員を指揮・監督する立場にあることから、厳正な規律の保持に努めるとともに、自ら行動し、率先してその範を示す必要があります。

ついては、「綱紀粛正及び服務規律の確保について」（平成 29 年 7 月 12 日付け通知）を改めて確認し、管理職自らの振る舞いを点検するとともに、教職員に対しても周知徹底し、特に下記の点に留意して、職場の教職員との対話を進め､職場全体で県民の信頼確保と厳正な規律の保持に取り組むようお願いします。

なお、指導すべき事項を教職員に徹底するにあたっては、必ず職員会議や校内研修会等の場で、直接指導されるようお願いします。

記

１　非違行為の防止

今年度、ハラスメントをはじめ、盗撮等のわいせつ事案、窃盗等の非違行為が続いている。全体の奉仕者としての公務員の立場を十分認識し、法令遵守の意識を一層高めて、自己の行動を厳しく律するよう指導徹底すること。

(1) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントは、被害を受けた教職員の人権を侵害し、健康面で問題を生じさせることがあること、また、職場環境の悪化、業務遂行への悪影響等も引き起こすことを認識し、職員間の対話や校務の進め方に留意し、ハラスメントの防止に努め、働きがいのある風通しの良い職場づくりを進めること。

(2) 盗撮等のわいせつ行為及び窃盗は、絶対に行わないよう徹底すること。

(3) 体罰は、児童生徒の人権を侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないものである。管理職自らが「体罰を絶対に許さない」という強い認識を持ち、体罰の禁止を徹底すること。また、体罰を行った場合は、処分対象となることを認識させるとともに、体罰を行った場合はもちろん、厳しい指導を行った場合も、必ず管理職に報告するよう徹底すること。

(4) 個人情報や公文書の管理・取り扱いについて、校内で定めた共通ルールの理解・遵守を徹底した上で、情報を取り扱う際の管理責任を明確にし、紛失や流出がないよう万全を期すこと。また、個人情報を取り扱う業務は原則校内で行うなど、情報の重要度に応じた管理を徹底すること。やむを得ず校外に持ち出す場合は、持ち出す場合のルールの明確化と徹底を図ること。

２　交通法規の遵守

教職員の交通事故が依然として多いことから、交通法規の遵守と交通事故防止を徹底すること。特に年末年始は飲酒の機会が増えるが、飲酒運転は絶対にしないよう徹底すること。

また、飲酒を伴う会合等への参加者に対しては、適切な帰宅手段を予め確保させるとともに、飲酒したときは、たとえ微量であっても、また、たとえ休息をとった場合であっても、自動車等を絶対に運転させないこと。

３　仕事と生活の調和

超過勤務の縮減、子育て・介護と仕事の両立支援及び働きやすい職場の実現に取り組むこと。

(1)　「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、校務・業務の一層の効率化を図るとともに、週１回以上の「教職員定時退勤日」、週１回以上の「ノー会議デー」、平日週１日以上、休業日（土・日曜日等）月２回以上の「ノー部活デー」の完全実施に取り組むこと。また、学校全体の組織的な推進体制の構築による教職員の意識改革や学校の実情に応じた実効ある具体的方策を検討・実施すること。

(2)　教職員の勤務時間の的確な把握は、管理職の重要な責務である。従事時間申告表を用いて的確に把握すること。

４　児童生徒の人権尊重と安全確保

教育活動全体を通じて児童生徒の社会性を培い、自立心や自律性の育成に努めると共に、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育に努めること。

(1)　教職員一人一人に対し、インターネットを通じて行われるいじめを含め、いじめの問題の重大性を認識するよう周知徹底し、国及び県のいじめ防止基本方針に基づく未然防止、早期発見・早期対応に組織的に取り組み、生命や人権を守り、いじめを許さない学校づくりに努めること。

また、平成29年８月に改訂した本県作成の「いじめ対応マニュアル」を校内研修等で効果的に活用する一方、児童生徒と向き合う時間を確保し、いじめの兆候をいち早く把握するとともに、迅速に対応するよう周知徹底すること。

(2)　児童生徒等の自然災害等を含めた事故の未然防止のため、安全教育の充実及び教職員の意識向上等、安全管理の徹底を図ること。

また、児童生徒の自殺予防については、自殺につながる危険性のあるサインを発する児童生徒に対して心のケアに一層努めるとともに、教職員一人一人が児童生徒の発達段階における心理的な特徴を十分に理解し、状況把握に努め、必要に応じて保護者との面談等を行うなど、日頃から児童生徒の心情の変化を察知することに努めること。

(3)　児童生徒の「自主的・主体的な判断力」を育成する情報モラル教育の充実に努めるとともに、県青少年愛護条例の改正を踏まえ、児童ポルノ自画撮り被害を初めとするインターネット犯罪被害の防止の徹底を図ること。

また、神奈川県座間市での痛ましい事件の発生を踏まえ、人の目の届きにくいＳＮＳの特性やインターネットリテラシーへの理解を深め、フィルタリング活用の重要性及びインターネット利用に関するルールづくりの大切さを、児童生徒・保護者に対して十分指導すること。

５　健康管理

定期健康診断後の再検査・保健指導等により、教職員の健康管理に努めること。また、月 100 時間を超える時間外勤務を行った教職員については、すみやかに健康管理医の面接指導を行うなど適切な対応を図ること。

６　研修の充実

教育に携わるすべての教職員が、自己の資質向上に向け、研究と修養を行えるよう、研修の場や機会、研修に関する情報を提供するなど、教職員の自主的・主体的研修を推進すること。

長期休業期間中における教職員の服務に対する県民の関心が高い中、研修の取扱いも含め、県民の批判を受けることのないよう指導徹底すること。